

第 25 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年7月11日(月)午前10時00分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 2番 後藤 操 | 3番 岩本 孝之 | 4番 友岡 康幸 | |
| 5番 山室加智子 | 6番 片山 雅雄 | 7番 興梠 正信 | 8番 古澤 勝康 |
| 9番 佐藤 久康 | 10番 興呂木和也 | 11番 長崎 花子 | 12番 浅尾 継也 |
| 13番 長崎 愛 | 14番 大塚 恭徳 | 15番 犬塚 久子 | |
| 17番 増田 生志 | 18番 野田 政輝 | 19番 渡邊 和徳 | |
- 欠席委員 1番 安達 英二 16番 長野 秀輝
4. 議事日程
- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |
| 議案第4号 | 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書の熊本県知事への提出について |
5. 事務局職員
- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 下田 朱美 |
| 次 長 | 吉弘 泰彦 |
| 主 幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数19名、出席委員17名で南阿蘇村農業委員会会議規則第7条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第25回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は14番大塚委員、15番 犬塚委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
局長	<p>はいありがとうございました。それでは本村農業委員会会議規則第5条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p>

	<p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>
議長	<p>只今から第 25 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 14 番の大塚委員、15 番の犬塚委員を指名します。</p>
議長	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目、台帳現況ともに [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします</p>
3 番	<p>議案第 1 号 1 番につきまして 3 番の岩本が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人と譲渡人との話し合いが出来ており、今回所有権移転売買の話がまとまりました。場所は旧スタンレーの東の道から 80m 上がった処です。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目、台帳現況伴に [REDACTED] 転用目的は個人住宅で、契約の種類は転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号 2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目、台帳現況伴に [REDACTED] 転用目的は個人住宅で、契約の種類は転用所有権移転無償となっております。</p>

	以上ご審議よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
2 番	議案第 2 号番号 1 番について 2 番後藤が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請地は先月の総会で審議された農地の隣で今回でこの辺りの申請は完了します。場所は高森署から西へ 100m 辺りにあります。なんら問題ないと思われしますので、ご審議よろしくお願い致します。
13 番	議案第 2 号番号 2 番について 13 番の長崎が説明いたします。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係で今回譲受人が個人住宅を事業計画されております。排水同意も取れ、何ら問題ないと思われしますので、ご審議よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。
	(異議なし)
議長	ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第 3 号経営基盤強化促進法による許可申請について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読いたします。議案第 3 号経営基盤強化促進法許可申請について 番号 1: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 使用貸借権設定の 5 年 相続権者同意書有です。
	番号 2 番から番号 6 番は 再設定の案件になりますので省略致します。
	番号 7: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 農地中間管理機構 集積の 10 年です。
	番号 8: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 農地中間管理機構 集積の 10 年です。
	番号 9: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]

■■■■■■■■■■ 地目台帳現況ともに ■■■■■■■■■■ 農地
中間管理機構 配分の 10 年です。

以上、新規案件 4 件 再設定案件 5 件 ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

4 番 議案第 3 号 1 番につきまして 1 番、安達委員の代理で 4 番友岡が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係で譲受人は後継者もあり、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

事務局 議案第 3 号 番号 7 番から 9 番を事務局よりご説明申し上げます。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

番号 7 番は熊本県農業公社をとおした農地中間管理事業による貸し借りとなり、今回譲渡人である農地所有者が、熊本県農業公社に 10 年貸し付ける案件になります。

譲渡人の要望により使用貸借権設定での貸し借りとなり、来月の総会で県農業公社から耕作者が借り受ける審議となります。場所は■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■に位置する農地となります。

番号 8 番も熊本県農業公社をとおした農地中間管理事業による貸し借りとなり、今回譲渡人である農地所有者が、熊本県農業公社に 10 年貸し付ける案件になります。

譲渡人の要望により貸借権設定での貸し借りとなり、こちらも来月の総会で県農業公社から耕作者が借り受ける審議となります。場所は■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■に位置する農地となります。

番号 9 番は熊本県農業公社をとおした貸し借りになり、先月の農業委員会総会で農地所有者から熊本県農業公社へ貸し付けられた案件です。今月公社から譲渡人へ借り受けが行われる案件となります。

使用貸借権設定の 10 年となります。

事務局からは以上 3 件となり、何ら問題は無いと思われます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

何もなければ、それでは議案第 3 号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願ひ致します。

	<p>もってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、8月の総会の日程を決めておきたいと思いません。8月9日火曜日10時から行いたいと思しますのでよろしくお願い致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は16番 長野委員、17番 増田委員にお願いしたいと思います。その他で委員さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局から何かございませんか。</p>
事務局	<p>【農業委員等の先進地研修の件協議】</p> <p>次回8月の合同総会時に再終判断をする旨の説明。</p>
議長	<p>以上をもちまして第25回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和4年8月9日

農業委員会 会長

議事録署名委員

14番

議事録署名委員

15番
